



青 市 建 指 号 外
平成23年 3月 7日

(社) 青森県建築士会 様

青森市長 鹿内 博
(都市整備部建築指導課扱い)

建築物の中間検査における指定について (お知らせ)

早春の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素、本市建築行政の推進につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では中間検査を行うために指定しておりました「中間検査を要する建築物の特定工程及び特定工程後の工程の指定」を更新いたしました。これは従来指定による期間が平成23年3月31日で満了となることから、中間検査を行う期間を平成23年4月1日から平成26年3月31日までとし再指定したものです。施行は平成23年4月1日からです。

なお、用途・規模、特定工程等の指定内容については従来どおりで変更はありません。詳細については同封いたしました指定内容をご参照願います。対象建築物については従前同様に中間検査を受検するようお願いいたします。

つきましては、貴会会員の皆様にご周知いただけますようお願いいたします。

今後とも建築行政のみならず市政各般に渡り市政発展のため、ご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 問合せ先 青森市都市整備部建築指導課
建築審査チーム 野澤 本堂
青森市柳川二丁目1番1号柳川庁舎
TEL017-761-4519 FAX017-761-4513

青森市告示第30号

中間検査を要する建築物の特定工程及び特定工程後の工程の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成23年 2月17日

青森市長 鹿内 博

- 1 中間検査を行う区域
青森市全域とする。
- 2 中間検査を行う期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- 3 中間検査を行う建築物の構造
建築基準法施行令第3章に規定する全ての構造とする。
- 4 中間検査を行う建築物の用途及び規模
用途及び規模は、次の表による建築物とする。

	用 途	規模又は階
ア	劇場、映画館又は演芸場	客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は地階にあるもの、三階以上の階にあるもの若しくは主階が一階にないもの
イ	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
ウ	学校又は体育館	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
エ	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
オ	事務所その他これらに類する用途に供する建築物	床面積の合計が一千平方メートルを超え、かつ、階数が三以上であるもの又は地階にあるもの
カ	病院、診療所、政令第19条第1項の児童福祉施設等その他これらに類する用途に供する施設	床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは二階以上の階にあるもの

キ	旅館又はホテル	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの 又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
ク	下宿、共同住宅又は寄宿舍	床面積の合計が百平方メートルを超え、かつ、 階数が二以上あるもの
ケ	百貨店、マーケット、展示場、キャ バレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、料理店、飲食店又は物品 販売業を営む店舗	床面積の合計が一千平方メートルを超えるもの 又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
コ	一戸建ての住宅、兼用住宅、 併用住宅又は長屋	床面積の合計が百平方メートルを超え、かつ、 地階を除く階数が二以上あるもの
この表の「規模又は階」欄において、「地階にあるもの」又は「三階以上の階にあるもの」とは、それぞれ地階又は三階以上の階において、その用途に供する部分が百平方メートルを越えるものをいう、また「床面積の合計」とはその用途に供する部分の床面積の合計をいう。		

5 指定する特定工程

指定する特定工程は、次の表の構造の欄に掲げる区分に応じ、同表の特定工程の欄に掲げる各工程とする。

構 造		特 定 工 程
木 造		一 軸組(木質系組立構造にあっては壁体)及び 屋根工事が完了したとき
木 造 以 外	・補強コンクリートブロック造 ・組積造	一 屋根床版の配筋工事が完了したとき。
	・鉄筋コンクリート造	一 二階の床(平屋建てについては、屋根床版。)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(以下配筋工事という。)の工程が完了したとき。 ただし、配筋工事を現場で施工しないものについては、二階の梁及び床版の取り付け工事が完了したとき。
	・鉄骨造	一 二階の床版取り付け工事(平屋建てについては、建方工事が完了したとき。)が完了したとき。

		二 法第二条第一項第一号に規定する耐火建築物にあつては、耐火被覆工事が完了したとき。
	・鉄骨鉄筋コンクリート造	一 二階の床版の配筋工事が完了したとき。
	・前掲の各構造以外の構造	一 屋根工事が完了したとき。
	・二以上の項目に該当する建築物	一 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、もっとも早く施行する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、もっとも遅く施行する工事）とする。

6 特定工程後の工程

指定する特定工程後の工程は、次の表の構造の欄に掲げる区分に応じ、同表の特定工程後の工程欄に掲げる各工程とする。

構 造		特 定 工 程 後 の 工 程
	木 造	一 下地及び仕上げ工事
木 造 以 外	・補強コンクリートブロック造 ・組積造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事
	・鉄筋コンクリート造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事
	・鉄骨造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事 三 耐火被覆工事 四 下地及び仕上げ工事
	・鉄骨鉄筋コンクリート造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事
	・前掲の各構造以外の構造	一 市長が必要と認める工事

7 適用

前項までの規定は、法第6条第1項の規定による確認申請書（計画変更申請書を含む。）又は法第18条第2項の規定による計画通知（計画変更通知を含む。）を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類（計画変更による確認を受けるための書類を含む。）を提出する建築物で、第4項に規定する特定工程を完了するものについて適用する。

8 適用の除外

法第18条（法第7条の3第1項第1号に該当する建築物を除く。）若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の規定に適合する建築物については、この告示の規定を適用しない。

9 施行期日

この告示は、平成23年4月1日から施行する。